

## 第8章 入場券

### (入場券の発売)

第294条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別の区分については、第73条第1項の規定を準用する。

(1) 大人

(2) 小児（大人及び小児が、2人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなす。）

2 入場券は、駅において、係員又は乗車券類発売機により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻及び使用時間を制限する旨を表示して発売する。

4 定期入場券は、別に定める駅において特に必要と認められる場合に限って発売する。

5 入場券は、入場する日の当日に発売する。

### (入場券の種類及び料金)

第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 普通入場券

イ ロ及びハ以外の駅

大人 150円

小児 70円

ロ 東京附近の電車特定区間内の駅

大人 140円

小児 70円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 130円

小児 60円

#### (2) 定期入場券

イ ロ及びハ以外の駅

大人 4,620円

小児 2,310円

ロ 東京附近の電車特定区間内の駅

大人 3,950円

小児 1,970円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 3,960円

小児 1,980円

2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。

(1) 普通入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 200円

小児 100円

ただし、新青森駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 170円

小児 80円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第1号イに規定する額とする。

(2) 定期入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,920円

小児 2,960円

ただし、新青森駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,120円

小児 2,560円

ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,130円

小児 2,560円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第2号イに規定する額とする。

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

表

| 定期入場券購入申込書    |  |
|---------------|--|
| (定期入場券用紙)     |  |
| 定期入場券使用者      |  |
| [住所] _____    |  |
| [氏名] _____    |  |
| (印)           |  |
| _____         |  |
| 年 月 日 まで有効    |  |
| 入場券番号         |  |
| 記 事           |  |
| 年 月 日 _____ 駅 |  |

10.5cm (裏面地)

備考 第35条第2項に規定する定期乗車券購入申込書をもつてこの申込書に代用することができる。

(入場券の効力)

第296条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って、定期入場券は、発売日から1箇月間発売駅において記名人に限って使用することができる。この場合、第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売した普通入場券にあつては、当該制限された使用時間（以下「制限使用時間」という。）内に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができない。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 定期入場券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (4) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (5) 制限使用時間を超えて使用したとき。ただし、この場合にあつては、使用時間のうち制限使用時間を超えた時間（以下「超過使用時間」という。）について無効とする。
- (6) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

3 定期入場券が、第1項の規定によつて無効として回収された場合は、その記名人に対して以後定期入場券の発売をしないことがある。

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通入場券にあつてはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券にあつてはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれぞれ記入したものとす。

(1) 普通入場券

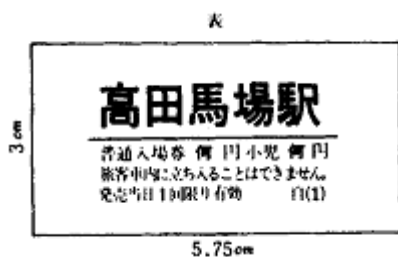
イ 一般用（大人小児用）



備考(1) 第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売する普通入場券にあつては、「発売当日1回限り有効」を「発売時刻から2時間以内1回限り有効」の例により表示する。

(2) 必要に応じ、第184条第2項の規定を準用して様式の変更をすることがある。

ロ 乗車券類発売機用（大人用・小児用）



備考(1) 表面に淡赤色で第186条に規定する字模様を印刷することがある。

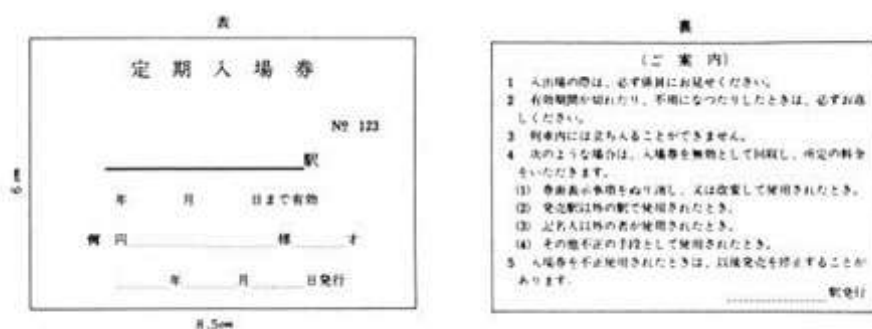
(2) 大人専用又は小児専用のものとすることがある。この場合、小児専用のものにあつては、第184条第4項第1号の規定を準用する。

(3) 大人専用のものに第188条第1項第2号に規定する印を押な<sup>・</sup>つし、小児に対して発売することがある。

(4) 第222条の2に規定する特殊共通券又は第223条第4号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。

(5) 第294条第2項の規定により使用時間を制限して発売する普通入場券にあつては、「発売当日1回限り有効」を「発売時刻から2時間以内1回限り有効」の例により表示する。

(2) 定期入場券（大人用・小児用）



備考(1) 表面に淡紫青色で第186条の字模様を印刷する。

(2) 必要により駅名を印刷する。

(3) 第223条第6号に規定する特殊指定共通券の様式を使用することがある。

(入場券の改札及び引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については入鉄を受けるものとする。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引き渡すものとする。その効力を失つた場合もまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によつて、入場券を所持しないで入場した場合又は第297条第1項第1号から第4号及び第6号の規定により入場券（定期入場券を除く。）を無効として回収した場合は、当該入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。また、第297条第1項第5号に該当する場合（同項第1号から第4号まで及び第6号とあわせて該当する場合を含む。）は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切り上げ）に、第295条の規定による普通入場料金を乗じた額を収受する。

2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収した場合、当該入場者から当該入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで毎日1回ずつ入場したものとして、前項の規定を準用する。

3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、普通入場券を所持する者にあつては、入場料金額の払いもどしを、定期入場券を所持する者にあつては、引き続き5日以上制限し、又は停止したときに限り、1日につき普通入場券に相当する料金額の払いもどし又は相当日数の有効期間の延長を請求することができる。

2 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。